

■群馬県甘楽町地域おこし協力隊募集要項

(就農を志す地域おこし協力隊員を1名募集します)

業務概要	当町では、環境負担軽減や持続可能な農業を目指し、令和5年10月にオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業を推進しています。しかし、少子化や高齢化などにより農業の担い手が減少し、耕作放棄地の増加が懸念されています。そこで、新規就農を志す意欲がある方を募集します。主な業務は次のとおりです。 (1) 地元の(有機)農業者の元で農業研修 受入農家の作業を手伝いながら農業の基礎を研修していただきます。 当町の主要作物は慣行農業ではきゅうり・ナス・ネギ・キウイフルーツ・こんにゃくなど、有機農業ではネギ・キウイフルーツ・玉ねぎ・人参などですが、隊員の希望を聞きながら自立を視野に決めていきます。 (2) 自身による農業実践 甘楽ふるさと農園における農業実践及び管理人業務の手伝いをしていただきます。 (3) 就農に向けての準備業務 退任後の自立に向け、農家住宅・作業場・農業用機械などの準備を行います。 (4) 地域の活性化に必要な活動 町内の有機栽培オリーブを管理・支援していただきます。 学校農園の活動を支援していただきます。 地域活動や町が実施するイベント等への参加、SNS等を通じて自身の活動を発信していただきます。		
募集対象	下記(1)～(9)全ての要件を満たす方 (1) 年齢20歳以上、45歳以下の方 (2) 3大都市圏及び都市地域等から、甘楽町へ住所を移動させて、甘楽町内に居住できる方 (3) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方 (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 (5) 甘楽町で就農する強い意欲のある方 (6) 活動期間終了後も甘楽町に定住する意思のある方 (7) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、まちを元気にするために意欲的に行動できる方 (8) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方 (9) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方		
募集人数	1名	勤務地	甘楽町内
勤務時間	勤務日数：原則月20日勤務 勤務時間：1日7時間45分を基本としますが、活動状況により変動します。		
任用期間	(1) 「甘楽町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき甘楽町地域おこし協力隊として甘楽町長が委属します。 (2) 委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとします。 (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。		
給与・賃金等	月額 200,000円(予定) ※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。		
待遇	(1) 雇用保険の加入はありません。各自のご負担で国民健康保険・国民年金に加入していただきます。 (2) 活動期間中の住居は町が用意し、無償貸与します。ただし、引っ越し費用及び光熱水費等は自己負担になります。 (3) 業務で使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上げ料(燃料代含む)として月額30,000円を支給します。 ただし、自家用車は、任意保険に加入(自己負担)し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。 (4) その他、業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。 (5) 起業支援補助金(100万円) + 新規就農補助金(150万円) ※あり。 ※年齢制限があります		
応募手続	(1) 応募締切 令和8年10月31日(土) 下記まで郵送または直接持参してください (2) 提出書類(提出された書類は返却しません) ・応募用紙(別紙様式【1】及び【2】) ※【2】については用紙サイズA4の任意様式で可。 ●地域おこし協力隊へ応募した動機 ●上記の業務概要を実践するために、あなたの経験や能力はどのように活かせるか ●その他、甘楽町で行いたい活動 ・住民票抄本(住所・氏名・生年月日がわかるもの) ※家族での移住の場合は住民票謄本 (3) 申込先・問合せ先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 甘楽町 産業課 農林係 TEL:0274-64-8319 FAX:0274-74-5813 Eメール:nourin@town.kanra.lg.jp		
選考	(1) 第1次選考(書類選考) 書類選考の上、結果を文書で通知します。 (2) 第2次選考(面接) 第1次選考の合格者を対象に甘楽町役場にて面接試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。 なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。 (3) 最終選考結果の報告 最終結果(内定)は第2次選考終了後に文書で通知します。 ※住所の移動は必ず任命決定日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。 (4) 着任日 別途協議		